資料編

資料編 目次

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	. 1
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表	. 5
あきる野市防災会議条例	. 7
あきる野市災害対策本部条例	. 9
災害時応援協定等一覧	10
地震に対する10の備え	13
地震その時10のポイント	15

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

					収容		2緊急 惟場所		指定	帰	バリア	編	部
地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	人員(人)	地震(火災)	土砂	洪水	定避難所	宅困難	フリートイレ	震災編	第 3 部
	1	南秋留児童館	雨間 801-2	559-4646	100	2	0	0					第 4
	2	南秋留小学校 校庭	雨間 810	558-1136	9,000	0	_	_					部
	3	南秋留小学校 体育館	雨間 810	558-1136	364	1)	Δ	Δ	0			第 2	第
	4	鳥居場会館	雨間 999-2	_	175	2	Δ	0			0	編	
	5	いきいきセンター	雨間 1946	558-3344	50	2	Δ	0			0	田	第 2 部
	6	東部図書館エル ※会議室、エントラン ス部分	野辺 39-27	550-5959	100					0	0	風水害編	部 第3部
	7	前田小学校校庭	野辺 92	559-7611	7,207	0	_	_					部
	8	前田小学校 体育館	野辺 92	559-7611	364	1)	0	0	0				<u> </u>
	9	前田児童館及び 野辺地区会館	野辺 126-4	558-7331	270	2	0	0				. 第 3 編	
	10	若竹児童館	野辺 1123	558-6231	100	2	0	0			0	雪	Ì
東	11	東秋留小学校 校庭	野辺 1123	558-1126	6,391	0	_					雪岩編	
秋 留	12	東秋留小学校 体育館	野辺 1123	558-1126	358	1	0	0	0				
	13	玉見会館	小川東 2-9-8	_	200	2	0	0			0	第 4 編	- - -
	14	秋多中学校校庭	二宮 334	558-1124	15, 130	\circ	_	_					
	15	秋多中学校 体育館	二宮 334	558-1124	621	1	0	Δ	0				1
	16	都立秋留台公園	二宮 673-1	559-6910	60,000	0		_	_		0	7198	10
	17	秋川体育館	二宮 683	559-1163	1,639	1)	0	0	0		0	<u>~</u>	5
	18	中央公民館	二宮 683	559-1221	600	1)	0	0	0		0	第 5 編	5)
	19	二宮地区会館	二宮 1151	_	175	2	0	0				編	E E
	20	総合グラウンド	二宮東 1-11-2	558-9281	52,074	0	_	_				7	-
	21	屋城小学校 体育館	二宮東 1-12-1	558-1129	364	1	0	0	0			<i>の</i> . 他	
	22	屋城児童館	二宮東 1-13-1	558-5288	110	2	0	0				/\/\frac{1}{2}	ių
	23	都立秋留台 高等学校校庭	平沢 153-4	_	12,800	0	_						
	24	東中学校校庭	平沢 200	558-1125	12, 269	0	_	_				資料編	Ĭ.
	25	東中学校体育館	平沢 200	558-1125	524	1	0	0	0			編	1 5 8
	26	農業会館	平沢 300-2	_	125	2	\circ	\circ					

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地	番		指定緊急 収容 避難場所			指定	帰宅	バリア			
IX	号	施設名称	所在地	電話番号	人員 (人)	地震(火災)	土砂	洪水	避 難 所	困難	フリートイレ
	27	草花台会館	草花 1327-1	-	105	2	0	Δ			
	28	多西児童館	草花 2572	558-6230	165	2	0	0			\circ
	29	多西小学校校庭	草花 2885	558-1128	10,910	0					
	30	多西小学校体育館	草花 2885	558-1128	358	1	\triangle	\circ	\circ		
	31	草花小学校校庭	草花 3130	558-1133	9,409	0					
多	32	草花小学校体育館	草花 3130	558-1133	364	1	0	Δ	0		
西	33	草花児童センター	草花 3130	558-3112	165	2	0	\triangle			
	34	御堂中学校校庭	草花 3322	559-6211	15,886	0	_	_	_		
	35	御堂中学校体育館	草花 3322	559-6211	645	1	Δ	0	0		
	36	御堂会館	草花 3482-16	-	175	2	0	×			0
	37	菅生交流会館	菅生 582	-	100	2	0	0			
	38	市民球場	原小宮 353	558-8177	12,500	0	_	_			0
	39	楓ヶ原会館	引田 512-2	-	160	2	0	0			
	40	一の谷児童館	引田 928	558-0266	140	2	0	X			
	41	一の谷小学校 校庭	引田 980	559-4501	7,401	0	_	_			
	42	一の谷小学校 体育館	引田 980	559-4501	364	1)	0	×	0		
	43	西中学校校庭	上代継 190	558-6260	16, 160	0	_	<u> </u>			
	44	西中学校体育館	上代継 190	558-6260	600	1	0	0	0		
	45	西秋留小学校 校庭	上代継 292	558-1127	10,821	0	—	—			0
西秋	46	西秋留小学校 体育館	上代継 292	558-1127	358	1)	0	0	0		
留	47	若葉児童館	上代継 303-5	559-3967	100	2	0	0			0
	48	千代里会館	上代継 424	_	175	2	0	0			\circ
	49	代継会館	上代継 693-1	-	50	Δ	0	×			0
	50	油平クラブハウス	油平 92-7	559-7531	76	2	0	\triangle			\circ
	51	あきる野ルピア 3・4F	秋川 1-8	550-4700	624	1	0	0	0		0
	52	秋川キララホール ※ロビー、エントラン ス部分	秋川 1-16-1	559-7500	280					0	0
	53	山田グラウンド	山田 1-1	596-4075	8,230	0	_	_			
	54	森の下公園	伊奈 851-2		3, 290	0					0
	55	五日市ファイン プラザ	伊奈 859-3	596-5611	1,000	1	0	0	0	0	\circ
増	56	増戸会館	伊奈 1157-5	596-0109	50	2	0	0			0
戸	57	増戸小学校校庭	伊奈 1173	596-0240	9,429	0	_	_			
	58	增戸小学校 体育館	伊奈 1173	596-0240	373	1	0	0	0		
	59	増戸中学校校庭	伊奈 1181	596-0241	8, 131	0					
	60	増戸中学校 体育館	伊奈 1181	596-0241	494	1	0	0	0		

地	番				収容		2緊急 推場所		指定	帰字	バリア		第 部
区	号	施設名称	所在地	電話番号	人員 (人)	地震 (火災)	土砂	洪水	指定避難所	帰宅困難	フリートイレ	第一	第 2 部
	61	五日市小学校 校庭	五日市 315	596-0017	9,646	0	_	_				編	部
	62	五日市小学校 体育館	五日市 315	596-0017	463	1)	0	0	0			震災編	第 3 部
	63	五日市中学校 校庭	五日市 400	596-0173	11,104	0	_					編	部
五	64	五日市中学校 体育館	五日市 400	596-0173	569	1)	×	0	0				第 4 部
日市	65	五日市地域 交流センター	五日市 411	558-1111	480	1)	0	0	0	0	0		
	66	五日市会館	五日市 412	558-1111	510	1	0	\circ	0		0		第 部
	67	都立五日市 高等学校校庭	五日市 894	-	10,680	0	_	_				第 2 編	部
	68	小和田グラウンド	小和田8	596-1599	43,883	0	_	_			0	編	笙
	69	都立小峰公園	留原 284-1	595-0400	3,317	0	_	_			0	風	第 2 部
	70	小峰運動公園	小峰台 11	-	10,035	0	_	_				水	部
	71	戸倉会館	戸倉 133-4	-	50	2	×	0				水害編	
	72	アートスタジオ 五日市	戸倉 300	595-2649	44	2	×	0				綸	第 3 部
戸倉	73	戸倉しろやま テラス グラウンド	戸倉 325	595-1234	4,497	0	_	_				第 3 編	<u> </u>
	74	戸倉しろやま テラス 体育館	戸倉 325	595-1234	378	1	Δ	0	0				
	75	戸倉運動場	戸倉611-1	_	6,744	\circ	—	_				雪害編	? 1
	76	ふるさと工房 五日市	乙津 671	596-6000	282	1)	0	0	0		0	· 新	Đ
	77	小宮ふるさと自然 体験学校校庭	乙津 1984	596-0414	2,950	0	_	_				第 4	5
小宮	78	小宮ふるさと自然 体験学校 2・3F	乙津 1984	596-0414	380	1)	Δ	0	0	0		編	
	79	小宮ふるさと自然 体験学校体育館	乙津 1984	596-0414	392	1)	Δ	0	0				1
	80	小宮会館	乙津 1997	_	50	2	Δ	0				編	Ä
	81	養沢センター	養沢 290-1	596-2151	1,000	0	_	_					
*	災害	 の規模、被害の状況	 兄により、指	定緊急避難			 難所	以外	にも、	町内	 会館・自	」 第 5	5

[※] 災害の規模、被害の状況により、指定緊急避難場所及び指定避難所以外にも、町内会館・自 治会館やその他の公共施設等を避難場所として開設する場合もあります。

表の見方

【指定緊急避難場所】

- <地震> ○=延焼火災やその他の危険を回避するため避難する校庭や公園などの施設及び場所。
 - ①=被害状況により、必要に応じ開設する施設。
 - ②=①の避難状況や被害が拡大した場合に開設する施設。
 - △=安全性に配慮して開設する施設。
- <土砂> ○=土砂災害警戒区域等の区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。
 - △=土砂災害警戒区域等の区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する 施設。
 - ×=土砂災害警戒区域等にあるため対象外の施設。
 - -=屋外のため対象外の施設。
- <洪水> ○=国及び東京都が示す浸水想定区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。
 - △=浸水想定区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設。
 - ×=浸水想定区域にあるため対象外の施設。
 - -=屋外のため対象外の施設。

【指定避難所】

○=家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた被災者が、一定期間滞在する施設。被害状況に より、必要に応じ開設する。

【帰宅困難】

○=帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域	第 編	第 2 部
南秋留小学校	雨間 810	558-1136	0	0	震災編	第 3
秋川病院	平沢 472	558-7211	0	0	編	部
有料老人ホーム あずみ苑 グランデ平沢	平沢 473-1	532-8157	0			筝
ここのえ(グループホーム)	平沢 478-12	559-4850	0			第 4 部
介護老人福祉施設 草花苑	草花 1980	559-8131		0		
介護老人福祉施設 麦久保園	草花 2219	550-2201		0		第
多西小学校	草花 2885	558-1128		0	第 2	部
草花小学校	草花 3130	558-1133	0		編	笙
御堂中学校	草花 3322	559-6211		0	風	第 2 部
草花学童クラブ(児童センター)	草花 3130	558-3112	0		水害編	
介護老人福祉施設 和敬園	菅生 1159	558-7012		0	編	第 3
ころりん村幼児園	菅生 1250	559-4522	0			部
介護老人福祉施設 ほたるの郷	菅生 1453	550-8570	0		<i>F-272</i>	·
走 4. ≥4 国 4π 数 4π → 4. 数 4π	学 4 1400	559-9101			第 3 編	5
菅生学園初等部・中等部	菅生 1468	559-2411			編	Ð
菅生学園高等部	菅生 1817	559-2200		0	雪害編	2
かがわの家ジュピター ワークスタジオ かがわ (グループホーム)	引田 659-1	322-6574		0	- 編 	Ð
一の谷小学校	引田 980	559-4501	0		第	5
一の谷児童館	引田 928	558-0266	0		4 編	Ā
網代ホームきずな(母子生活支援施設)	網代 250	596-0121		0	火	(
介護老人福祉施設 福楽園	網代 326-1	596-4112		0	山 編	1
増戸保育園	横沢 134	596-4627		0		7
介護老人福祉施設 増戸ホーム	三内 485-1	596-3456		0	第 5	5
五日市小学校	五日市 315	596-0017		0	編	i H
五日市児童館(第1学童クラブ)	五日市 315	596-6753		0	そ	-
五日市中学校	五日市 400	596-0173		0	の #	
五日市高等学校	五日市 894	596-0176		0	. 他 編	Ð
介護老人福祉施設 第二紫水園	小和田 15-4	596-5280	0			
光明第六保育園	留原 50	596-1303		0		
あきる野ケアハウス	留原 674-1	533-7811		0	資料編	ť ŀ
ケアホーム金木星の郷(グループホーム)	留原 720-3	596-3590		0	編	i

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
介護老人福祉施設 あたご苑	入野 811	596-5151		0
あたご苑ケアハウス	入野 599-1	596-5151		0
デイサービス戸倉ヴィラ	戸倉 519-2	588-5215		0
デイサービス戸倉ヴィラ 別館	戸倉 155	519-9431		0
やまぐちや (就労継続支援施設)	戸倉 578	588-5993		0

風 水害

あきる野市防災会議条例

平成7年9月1日条例第102号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の 規定に基づき、あきる野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組 織を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) あきる野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じてあきる野市(以下「市」という。)の地域に係る防災に 関する重要事項を審議すること。
 - 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に 属する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命したものをもって充てる。
 - (1)指定地方行政機関の職員
 - (2)東京都知事の部内の職員
 - (3)警視庁の警察官
 - (4)東京消防庁の消防吏員
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) あきる野市教育委員会の教育長
 - (7)あきる野市消防団員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員
 - (9)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (10)
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委 員の任期はその前任者の残任期間とする。

あきる野市防災会議条例

- 8 前項の委員は、再任されることができる。 (専門委員)
- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議には、部会を置くことができる

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第27号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第24号) この条例は、公布の日から施行する。

第 |

風水害編

あきる野市災害対策本部条例

平成7年9月1日 条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項 の規定に基づき、あきる野市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な 事項を定めるものとする。

(本部の組織)

- 第2条 本部に本部長室及び部を置く。
- 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、あきる野市規則で定める。

(職務)

- 第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し本部の 職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を 代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、あきる野市規則で 定める。

附則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

則(平成11年条例第16号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。

災害時応援協定等一覧

締結日	協定等名称	締結先
平成7年9月1日	消防事務の委託に関する付属協定書	東京都知事
平成7年10月24日	消防水利の設置等に関する協定	東京消防庁秋川消防署長
平成8年3月1日	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市長外 29 市町村長
平成8年4月1日	あきる野市防災行政無線局の設置に伴う 運用等に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
平成 11 年 4 月 26 日	災害時における井戸水の供給協力に関する 協定書	秋留台地区畑地かん水施設 管理組合長
平成17年7月1日	消防相互応援協定書	青梅市長外 6 市町村長
平成 18 年 2 月 10 日	友好姉妹都市災害時相互応援協定書	宮城県栗原市長
平成 20 年 1 月 28 日	避難住民に対する理容サービス業務の 提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合 五日市支部長
平成 20 年 2 月 29 日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に 関する協定書	株式会社レンタルのニッケン 八王子営業所長
平成 20 年 2 月 29 日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に 関する協定書	昭和工業ハウス株式会社 代表取締役
平成 20 年 3 月 17 日	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁秋川消防署
平成 21 年 9 月 5 日	災害時における応急対策業務に関する協定書	あきる野市建設防災協力会
平成 21 年 9 月 5 日	災害時における防災活動の協力に関する 協定書	西多摩緊急災害協力会
平成 21 年 11 月 30 日	災害時における救援物資の供給等に関する 協定書	秋川農業協同組合
平成 23 年 3 月 4 日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長
平成 23 年 7 月 1 日	災害時における水再生センターへのし尿の 搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部
平成 23 年 10 月 18 日	災害時における避難場所等の応急対策業務に 関する協定書	あきる野電設協力会
平成 23 年 12 月 26 日	災害時における応急救護活動についての 協定書	公益社団法人 東京柔道接骨師会
平成 24 年 2 月 9 日	災害時における二次避難所施設利用に関する 協定書	東京都立あきる野学園
平成 24 年 4 月 6 日	災害時における二次避難所施設利用に関する 協定書	あきる野市老人福祉施設 連絡協議会
平成 24 年 10 月 1 日	災害時における動物救護活動に関する協定書	東京都獣医師会多摩西支部
平成 24 年 12 月 19 日	災害時等における要援護者の輸送協力に 関する協定	株式会社リーガルマインド
平成 24 年 12 月 20 日	災害時等における要援護者の輸送協力に 関する協定	大洋自動車交通株式会社 福生営業所

災害時応援協定等一覧

締結日	協定等名称	締結先		第
平成 25 年 3 月 1 日	災害時におけるバス車両による緊急輸送に 関する協定書	西東京バス株式会社	第	
平成 25 年 3 月 29 日	災害時等における要援護者の輸送協力に 関する協定	京王自動車株式会社	編編	第 2 部
平成 25 年 9 月 1 日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立秋留台高等学校	震	第 3
平成 25 年 9 月 1 日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立五日市高等学校	震災編	3 部
平成 26 年 1 月 24 日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社		
平成 26 年 4 月 1 日	避難標識設置に関する協定書	特定非営利活動法人 都市環境標識協会 株式会社トーコン		第 4 部
平成 26 年 7 月 1 日	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合 西多摩支部	第 2	第 部
平成26年7月1日	災害時における建築物の応急危険度判定に 関する協定書	東京土建一般労働組合 西多摩支部	編	第 2 部
平成 27 年 4 月 1 日	阿伎留病院企業団構成市町村及び 阿伎留病院企業団の東京都区市町村災害医療 コーディネーターの選出等に関する協定書	日の出町 檜原村 阿伎留病院企業団	風水害編	部 第3部
平成 27 年 4 月 13 日	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に 関する協力協定書	株式会社東京サマーランド		部
平成 27 年 7 月 1 日	災害発生時におけるあきる野市とあきる野市 内郵便局の協力に関する協定	あきる野郵便局 あきる野市内郵便局 代表 増戸郵便局	第 3 編	
平成 27 年 10 月 1 日	広告付き避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング 株式会社	雪害編	
平成 28 年 3 月 31 日	災害時における医薬品等の調達業務に関する 協定書	アルフレッサ株式会社 青梅支店 酒井薬品株式会社福生営業所 株式会社スズケン福生支店 東邦薬品株式会社羽村営業所 株式会社メディセオ	第4編 火山編	まま く
平成 28 年 3 月 31 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人西多摩薬剤師会	柳	1)
平成 28 年 8 月 4 日	地域活性化包括連携協定 (災害時の支援に関すること)	(株)セブンイレブン・ジャパン	第 5 編	5
平成 29 年 4 月 1 日	大規模災害時における廃棄物処理等に関する 協定書	浦野産業株式会社、島田産業 有限会社、株式会社鈴木商店、 松村ダスト有限会社、サンエ 一有限会社、有限会社五日市 清掃、株式会社スイーピング	編その世編	<u>.</u>
平成 29 年 6 月 1 日	災害時における二次避難所施設利用に関する 協定書	サービス 社会福祉法人武尊会 特別養護老人ホーム羽村園	資	ť
平成 30 年 4 月 1 日	災害時における避難場所施設利用に関する 協定書	学校法人菅生学園	資料編	ł

災害時応援協定等一覧

締結日	協定等名称	締結先
平成 31 年 2 月 15 日	避難場所となる都立公園における連携協力に 関する基本協定書	東京都建設局
平成31年2月15日	都立秋留台公園における連携協力に関する 確認書	公益財団法人東京都公園協会
令和1年5月1日	災害時における避難場所施設利用に関する 協定書	西秋川衛生組合
令和1年5月21日	災害時における応急対策業務に関する協定書	西多摩電設工業協同組合
令和1年7月17日	災害時における二次避難所施設利用に関する 協定書	医療法人杏林会 介護老人福祉施設 リハビリパークあきる野
令和3年5月1日	災害時等における要援護者の輸送協力に 関する協定	横川観光株式会社
令和3年8月1日	災害時における救援物資の供給等に関する 協定書	株式会社サンドラッグ
令和3年8月1日	災害時における停電復旧の連携等に関する 基本協定及び 災害時における停電復旧及び啓開作業の 相互協力に関する覚書	東京電力パワーグリッド 株式会社
令和3年10月1日	あきる野市災害ボランティアセンターの 設置等に関する協定書	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
令和 3 年 12 月 23 日	災害時における自動車の貸与に関する協定書	株式会社ホンダ東京西
令和 3 年 12 月 27 日	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協 定書	東京都 都内 23 特別区 都内 26 市 都内 13 町村
令和4年3月1日	災害時等における住民等及び自家用車等の 避難に関する協定書	株式会社デルパラ
令和4年4月6日	災害時における避難所施設利用に関する 協定書	羽村市 立川国際カントリー倶楽部
令和 4 年 4 月 18 日	電気自動車を活用した災害連携協定書	日産東京販売株式会社 日産自動車株式会社
令和 4 年 5 月 16 日	災害時におけるり災証明書発行に関する 協定書	東京消防庁秋川消防署
令和 4 年 9 月 26 日	災害時における救援物資の供給等に関する 協定書	株式会社 クリエイトエス・ディー
令和 4 年 10 月 26 日	災害時における資機材の供給協力に関する 協定書	株式会社アクティオ
令和 4 年 12 月 14 日	災害時における給電機能を備えた自動車の 貸与に関する協定書	S & D 多摩ホールディングス 株式会社 トヨタ S & D 西東京株式会社

第2編

風水害編

地震に対する10の備え

家具類の転倒・落下防止をしておこう

家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておく。

けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておく。

けが防止対策をしておこう

避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく。

停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。

食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。

家屋や塀の強度を確認しておこう

家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。

ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

消火の備えをしておこう

火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。

火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器の定期点検や設備の更新をしておく。

普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。

電気やガスに起因する火災発生防止のため感震ブレーカー、感震コンセントなどの

防災機器を設置しておく。

地震に対する10の備え

非常用品を備えておこう

非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。

車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。

家族で話し合っておこう

地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。

家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。

家族で避難場所や避難経路を確認しておく。

普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。

地域の危険性を把握しておこう

地域の防災マップに加えて、わが家の防災マップを作っておく。

自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。

防災知識を身につけておこう

新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。

消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。

防災行動力を高めておこう

日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、 通報連絡、避難要領などを身につけておく。

第|

第2編

風水害編

地震その時10のポイント

グラッときたら身の安全

地震の時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子をみる。

落ちついて火の元確認初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。

出火した時は、落ちついて消火する。

あわてた行動けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

窓や戸を開け出口を確保する。

揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

落下物あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。

門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

正しい情報確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

確かめあおうわが家の安全隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

地震その時10のポイント

協力し合って救出・救護

転倒家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

避難の前に安全確認電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。